

再開発等促進区が定められた地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所
氏名
(TEL)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 建築物その他の工作物の用途の変更
- 建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により、届け出ます。

(該当項目に☑)

名 称	地区計画		
行為の場所	大阪市 区	丁目	
再開発等促進区	<input type="checkbox"/> 再開発等促進区内	<input type="checkbox"/> 再開発等促進区外	(該当項目に☑)
行為の着手・完了予定	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	
(1)土地の区画形質の変更	区域の面積	m ²	
設計又は施行方法	(2) (イ)行為の種別 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 / <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 (該当項目に☑)		
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分
	(i) 敷地面積		m ²
	(ii) 建築面積	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積	m ²	m ²
	(iv) 高さ	(v) 用途	
	地盤面から m	(vi) 垣又はさくの構造	
(3) 建築物その他の工作物の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m ²	
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更	変更の内容		
(5) 木竹の伐採	伐採面積	m ²	

- 届出者が法人である場合、氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 届出書には下記の必要図面を添付し、当該行為に着手する30日前までに届け出ること
(建築確認申請を行う場合は、事前に届出済の裏書きが必要)。
・必要図面：建築計画概要書のコピー、配置図、平面図、立面図、断面図
(届出の内容によっては、上記添付図面を省略できる場合もある。)
- 持参による届け出の場合、(届出書+必要図面)は「届出用」と「届出者控え」の2部
(1部はコピーで可)作成すること。

(計画部受付)

処理欄 容積率認定 要 不要